

ようこそ小山町へ

新しく町民になられた皆さんを心から歓迎します。

	小山町での手続き	持ち物
転入手続	<ul style="list-style-type: none"> ☆ 小山町に住み始めた日から <u>14 日以内</u>に手続きをしてください。 ☆ 住所に方書（アパート名）等がある場合は異動届に方書等を記入してください。 ☆ 住民票が必要な方は、申請用紙にご記入ください。 <p style="text-align: right;">【住民課】Tel76-6101</p>	<ul style="list-style-type: none"> ★ 転出証明書 ★ 本人確認書類 ★ 認印
印鑑登録	<ul style="list-style-type: none"> ☆ 本人申請は即日で登録・証明が出来ます。 ☆ 代理人の方による登録は、郵便で本人確認等を行うため約 1 週間かかります。 <p style="text-align: right;">【住民課】Tel76-6101</p>	<ul style="list-style-type: none"> ★ 実印 ★ 運転免許証等 ★ 手数料 300 円
印鑑証明	<ul style="list-style-type: none"> ☆ 小山町で印鑑登録を行い、交付された印鑑登録証（カード）をお持ちください。 <p style="text-align: right;">【住民課】Tel76-6101</p>	<ul style="list-style-type: none"> ★ 印鑑登録証（カード） ★ 手数料 300 円
国民年金 国民健康保険	<ul style="list-style-type: none"> ☆ 保険証を即日発行します。 ☆ 加入者のいる世帯に転入する場合は、その保険証を持参してください。 ☆ 届出日と転入日が違うとき、保険税額に変更がある場合があります。 <p style="text-align: right;">【住民課】Tel76-6100</p>	<ul style="list-style-type: none"> ★ 保険証（転入先の世帯が既に国民健康保険に加入している場合） ★ 認印 ★ 年金手帳（加入者のみ）
医療	<ul style="list-style-type: none"> ☆ 後期高齢者医療・重度障害者医療・障害者手帳 乳幼児医療・母子家庭等医療の申請をしてください。 ☆ 申請用紙は各窓口にあります。 <p style="text-align: right;">後期高齢者医療【住民課】 Tel76-6100 重度障害者医療【福祉課】 Tel76-6666 乳幼児医療【健康課】 Tel76-6668 母子家庭等医療【福祉課】 Tel76-6666</p>	<ul style="list-style-type: none"> ★ 申請書 ★ 認印 ★ 健康保険証 ★ 郵便局以外の口座番号 ★ 所得証明書（前市町村で重度障害者医療を受けていた方）
介護保険	<ul style="list-style-type: none"> ☆ 要介護認定を受けている方は健康課介護保険・高齢者スタッフへお問い合わせ下さい。 ☆ 介護保険証は、後日直接郵送されます。 <p style="text-align: right;">【健康課】 Tel76-6669</p>	<ul style="list-style-type: none"> ★ 受給資格証明書 ★ 認印
子ども手当	<ul style="list-style-type: none"> ☆ 新たに認定請求が必要です。 ☆ 認定請求書は窓口にあります。 ☆ 15 日以内に手続きをしてください。 <p style="text-align: right;">【福祉課】 Tel76-6666</p>	<ul style="list-style-type: none"> ★ 認定請求書 ★ 認印 ★ 健康保険証 ★ 口座番号が分かるもの
水道	<ul style="list-style-type: none"> ☆ 上水道・下水道の開始届出を上下水道課又は各支所で行ってください。なお、電話による届出も受け付けます。 ※受付時間は、月～金（祝日・年末年始除く） <u>8：15～17：00</u> ☆ 下水道は須走地区のみです。 <p style="text-align: right;">【上下水道課】Tel76-6125【須走支所】Tel75-2211</p>	

裏面へ続く

	小山町での手続き	持ち物
学校	☆ 直接学校で入学手続きをしてください。 【学校教育課】TEL76-6122	★ 転入学通知（転入手続時にお渡しします）
畜犬登録	☆ 当該市町村又は保健所にて畜犬登録済の飼い犬は所在地変更手続きをしてください。 ☆ 新たに犬を飼う（取得）場合は新規登録手続きが必要です。 【生活環境課】TEL76-6111	★ 印鑑 ★ 鑑札 ★ 愛犬手帳 ★ 登録手数料 3,000 円
無線放送個別受信機貸与	☆ 役場本庁または各支所に用意してある「受信機設置申込書」に記入し申し込んでください。設置台数は1世帯に1台です。 ☆ 受信機は無償貸与しますが、設置後の維持管理費は利用者負担となります。 【企画調整課】TEL76-6135	★ 特にありません

※その他不明な点がございましたら小山町役場にご連絡ください。

小山町役場電話番号市外局番 0550

本 庁	時 間 外	7 6 - 1 1 1 1
住 民 課	国 保 年 金 ス タ ッ プ 住 民 窓 口 ス タ ッ プ	7 6 - 6 1 0 0 7 6 - 6 1 0 1
税 務 課	納 税 ・ 窓 口 ス タ ッ プ 課 税 ス タ ッ プ	7 6 - 6 1 0 2 7 6 - 6 1 0 3
都 市 整 備 課	計 画 整 備 ス タ ッ プ 建 築 住 宅 ス タ ッ プ	7 6 - 6 1 0 4 7 6 - 6 1 0 5
会 計 課		7 6 - 6 1 0 8
生 活 環 境 課	生 活 安 全 ス タ ッ プ 環 境 保 全 ス タ ッ プ	7 6 - 6 1 1 1 7 6 - 6 1 1 1
上 下 水 道 課	工 務 ス タ ッ プ 経 理 ス タ ッ プ	7 6 - 6 1 1 2 7 6 - 6 1 2 5
建 設 課	管 理 ・ 地 籍 調 査 ス タ ッ プ 公 共 土 木 ス タ ッ プ	7 6 - 6 1 1 5 7 6 - 6 1 1 6
商 工 観 光 課	商 工 観 光 ス タ ッ プ	7 6 - 6 1 1 4
農 林 課	農 林 ス タ ッ プ	7 6 - 6 1 1 3 ・ 6 1 2 1
学 校 教 育 課	学 校 教 育 ス タ ッ プ	7 6 - 6 1 2 2
総 務 課	管 財 ・ 監 査 ス タ ッ プ 総 務 ス タ ッ プ	7 6 - 6 1 3 0 7 6 - 6 1 3 1
企 画 調 整 課	財 政 ・ 行 革 ス タ ッ プ 企 画 ・ 演 習 場 対 策 ス タ ッ プ 広 報 広 聴 ・ 秘 書 ス タ ッ プ	7 6 - 6 1 3 2 7 6 - 6 1 3 3 7 6 - 6 1 3 5
議 会 事 務 局		7 6 - 6 1 4 1
健 康 課	健 康 ス タ ッ プ 介 護 保 険 ・ 高 齢 者 ス タ ッ プ	7 6 - 6 6 6 8 7 6 - 6 6 6 9
福 祉 課	福 祉 ス タ ッ プ	7 6 - 6 6 6 6
生 涯 学 習 課	施 設 管 理 ス タ ッ プ 生 涯 学 習 ス タ ッ プ (文 化 体 育 担 当) 生 涯 学 習 ス タ ッ プ (社 会 教 育 担 当) 生 涯 学 習 ス タ ッ プ (図 書 館 担 当)	7 6 - 5 7 0 0 7 6 - 5 7 0 1 7 6 - 5 7 2 2 7 6 - 4 2 7 0
足 柄 支 所	小 山 町 竹 之 下 2 2 8 番 地 の 2	7 6 - 0 1 3 4
北 郷 支 所	小 山 町 用 沢 1 8 8 番 地 の 1	7 8 - 0 5 0 2
須 走 支 所	小 山 町 須 走 2 6 7 番 地 の 6	7 5 - 2 2 1 1

